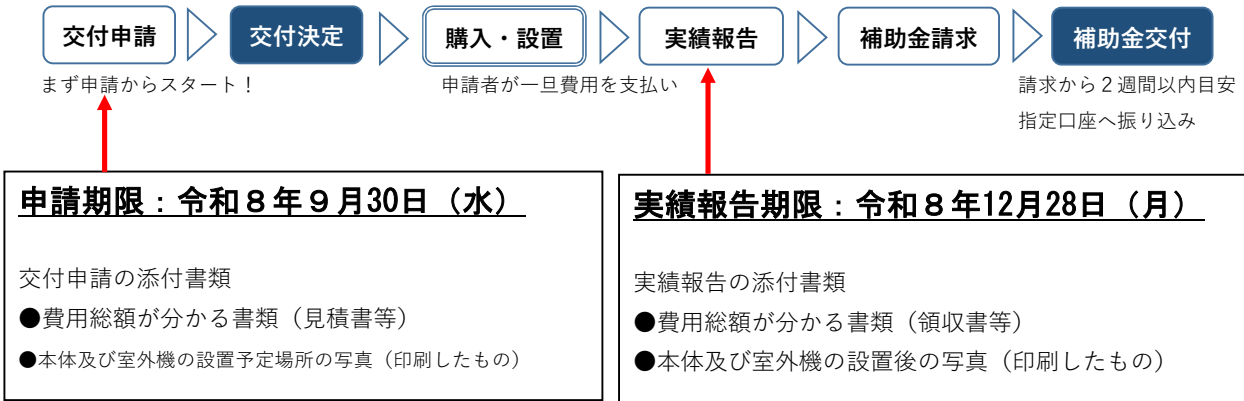


# 条件説明書

## 1. 申請手続きの流れ



時期によってはエアコン設置まで相当の時間を要する場合がありますので、交付決定後は速やかに購入をしてください。

## 2. 対象となる世帯

申請日時点で、伊那市に住所があり、世帯全員が住民税非課税である世帯

申請日が

令和8年5月31日までは「**令和7年度**」の住民税の課税状況で、

令和8年6月1日以降は「**令和8年度**」の住民税の課税状況で判断します。

## 3. 補助金の交付時期

原則、交付決定を受けてエアコン等を購入設置し、支払い後の実績報告に基づき補助金が交付されます。購入時点でのエアコン設置代金の支払いが困難な場合は、事前にご相談ください。

## 4. 対象となる設備（申請は1世帯につき1台に限ります）



### 【対象】

- ・壁掛けエアコン：室外機を使用し、壁に固定して設置するもの
- ・床置きエアコン：室外機を使用し、室内機を床に設置するもの
- ・ウインドエアコン：窓枠設置の一体型であり、冷媒回路を内蔵し、室外に排熱するもの
- ・ポータブルエアコン：固定せずに移動が可能であり、排熱ダクトが付属するもの
- ・電気冷風機：コンセントから直接給電し、部屋全体を冷却するもの（充電式を除く）



### 【対象外】

体の一部や特定の物を局所的に冷却するパーソナルクーラー（卓上クーラー、ネッククーラー、ハンディクーラー、モバイル用クーラー等）、送風機能のみ有する扇風機やサーキュレーター、業務用エアコン等

※購入する設備が補助対象となるかご不明な場合は、製品メーカー・型番等を確認の上、必ずご相談ください。

**交付申請において対象設備でないと判断された場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。**

## 5. 留意事項

- ・令和8年1月1日時点で伊那市に住所がない場合には、住民税の課税状況を証明する書類の提出を求めます。
- ・設置する住居が借家の場合は、あらかじめ家主等からエアコンの設置及び工事の許可を得てください。
- ・交付決定を受けた後、補助申請額の増額が必要となる場合は、補助金の変更承認申請が必要となります。
- ・エアコン設置状況などを確認するため、必要に応じて職員が現地調査を行う場合があります。
- ・偽りその他不正の手段により本補助金の支給を受けたことが判明した場合、補助金は全額返還していただきます。

補助金相談用メールアドレス：koro@inacity.jp